

こどもたちの病気の早期発見、早期治療のために！

令和4年
4月受診分
から

こども医療費 窓口無料化

小学生から高校生までの
通院・入院の窓口無料化



小学生から高校生までの医療費の助成制度が
窓口無料化（現物給付）に変わります！

※対象外となる内容もあります。

受給資格者証が新しくなります！

恩納村こども医療費助成
受給資格者証

※令和4年4月1日以降は、
郵送された受給者証をお使い
ください。

制度改正に伴い、受給資格者証が
新しくなります！
窓口で無料になるには、

令和4年4月の受診時から
新たな受給資格者証が
必要です。

こども医療費
助成事業について

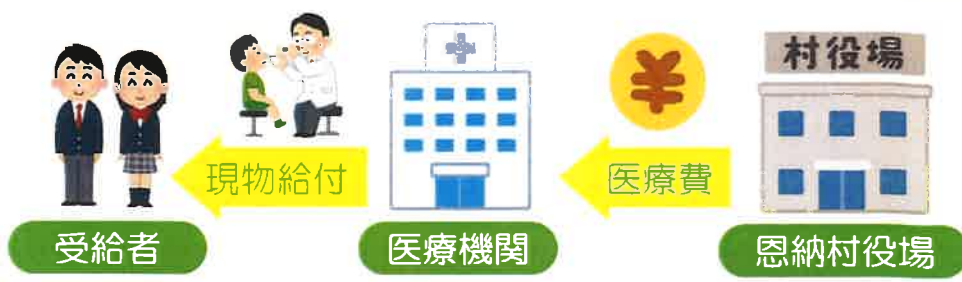
詳しくは裏面を
ご覧ください。



こども医療費の助成制度が窓口無料化（現物給付）に変わります！

現物給付とは？

現金の給付ではなく、直接サービスや物を提供することです。



恩納村では、令和4年4月より小学生から高校生までの方のこども医療費（保険診療に限る）の無料化を図ります。医療機関窓口で現物給付の受給者証を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができるようになります。

※現物給付に対応していない医療機関がある場合は、これまで通りの方法により助成を受けることになります。

現行

	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	高校卒業まで	0歳～小学校入学前 ：現物給付	なし
入院	高校卒業まで	小学校入学後～高校卒業 ：自動償還	

変更後

	対象児童	給付方法	一部自己負担金
通院	高校卒業まで	現物給付	なし
入院	高校卒業まで		

ご注意ください



以下の内容は助成の対象外となります。

健康診断や予防接種など

保険適用外の費用（健診、予防接種、診断書料、薬の容器代など）は対象外です。

一定規模の病床数を有する病院における初診料や特別な病室の利用にかかる費用など

学校管理下（部活・大会等も含む）の怪我等は、こども医療費助成事業は利用できません！！

学校・保育園等で怪我をした場合は、原則として学校保険の適用が優先となり、保護者に対して給付金（災害共済給付）が支払われます。詳細については、学校・保育園等にお問合せください。

※こども医療費助成対象外となる為、判明した場合は返還金の対象となります。

